



ワンヘルス産業を長寿時代の主力産業に据える (3)

新業態、新シナリオ編——インターネット医療およびドクターズグループ（医生集団）の発展に対する支援

医療サービスに対するニーズの増加に伴い、オフライン診察という伝統的な医療モデルは、医療サービスに対するニーズを十分に満たせずに、インターネット医療とドクターズグループが生まれ、医療リソースの不均等による供給不足の課題を解決しました。

インターネット医療は、医療業界におけるインターネットの新しい活用方法であり、遠隔診察、遠隔治療とリハビリ、電子健康記録など、多彩な健康・医療サービスを含みます。

ドクターズグループは、「メディカルグループ」または「メディカル組織」とも呼ばれ、複数の医師から構成される同盟または組織です。「ドクターズグループ」は、病院または独立した「医師組織」に属する場合があります、一般的に独立した法人です。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止という特別な時期において、インターネット医療はオンライン診断の利点をより具体化し、重要な役割を果たしています。2020年3月20日、国務院による共同予防・管理メカニズムに関する記者会見で、中華人民共和国衛生健康委員会がインターネット医療プラットフォームを利用して、遠隔診察、オンライン無料相談、在宅医学観察・指導、心理カウンセリングおよび慢性疾患のフォローアップ訪問と医薬品配送サービスを展開し、一定の要件を満たすインターネット診療を医療保険基金の支払範囲に含むことを指摘しました。これにより、医療サービスの提供のためにインターネット病院プラットフォームを構築する病院が相次ぎ、インターネット企業もオンライン無料診察を積極的に取り入れています。このように、インターネット医療は医療サービスの供給を拡大し、サービス能力を向上して、病院や地域を越えた医療リソースの分配を実現し、オフライン診療にかかる負荷を緩和しました。

同時に、李克強首相はまた、国務院の会議で、2020年は前例のない困難に直面して、私たちは中国共産党中央委員会と国務院の指示に従い、国民の就職確保、国民の基本的な生活の確保、市場主体の確保、食糧とエネルギーの安全確保、産業チェーンとサプライチェーンの安定性確保、末端運営の確保という「6つの確保（六保）」を徹底的に実施することを強調しました。不確実性が増すほど、「確保」の意義は高まります。インターネット医療とドクターズグループは、患者側の「看病難」（診察を受けるのが難しい）問題を効果的に解決し、「国民の基本的な生活の確保」という目標の実現に貢献しています。

本編では、財政・租税の観点から、インターネット医療とドクターズグループが適法発票を入手するのが困難なことによる 1) 企業所得税の計算に医師費用の損金算入の不確実性、および 2) より高い増値税負担という2つの問題を重点的に検討した上で、税負担とコンプライアンスコストを削減し、新業態の発展を奨励することを目標として、対象を絞った方法で税収政策に関する要望を提示します。

1. インターネット医療およびドクターズグループの発展背景

アンバランスな医療サービスの需給—これを解消するためのインターネット医療およびドクターズグループ 1人当たりの医師サービス供給量において医療サービスの質が高い国との間で依然ギャップがあります。近年、中国の医療サービス供給は年々増加しています。「2019年中国健康衛生統計年鑑」によると、2010年から2018年にかけて、中国における開業医とフィジシャンアシスタントの数は、241.33万人から360.72万人と約50%増加し、医療サービスリソースの供給が増えました。

2018年現在、中国の総人口は13.95億人、国民1,000人あたりの医師数は2.59人です。しかし、2016年に医療サービスの質が高い国（ルウェー、スイス、スウェーデン、イタリア、ドイツ、キューバなど）¹では、国民1,000人あたりの医師数はいずれも4人を超えています。中国の1人あたりの医師サービス供給量と医療サービスの質が高い国との間で依然としてギャップが存在することは明らかです。

医療リソースの不足、一部の医療リソースの利用不足

2018年末現在の開業医とフィジシャンアシスタントは合計360.72万人です²。このうち、東部地域は165.05万人、中部地域は104.88万人、西部地域は90.78万人と、中国の医療リソースのほぼ半分（45.76%）が東部地域に偏っています。

総合三級病院の分布から見ると、中国の三級病院の総数は2,548施設あります。このうち、東部地域は1,178施設、中部地域は644施設、西部地域は726施設と、三級病院もほぼ半数近く（46.23%）が東部地域に偏っています。

病床稼働率の観点から、総合病院（三級病院、二級病院）の病床稼働率は比較的高い（平均約90%）ものの、その他の医療機関（一級病院、コミュニティ衛生サービスセンター、タウンシップヘルスセンターなど）の病床稼働率は低い（平均約56%）です。これは、質の高い医療リソースが依然として大型三級病院に集中し、末端の医療サービス能力は依然として弱いことを示しています。

総じて、医療マンパワーの観点から、国民1人あたりの医師リソースは少なく、かつ割当てが偏っています。また、医療スタッフは通常、仕事の集中度が高く、職業上のリスクも高いうえ、収入が比較的低いため、医学生の実業従事意欲の低下につながる恐れがあります。医療機関や病床利用率の観点から、医療リソースの配分に地域的なアンバランスがあり、一部の医療機関における医療リソースの利用率は非常に低いです。

この現状に対して、インターネット医療とドクターズグループの出現は、医療リソースの割り当てを最適化するのに役立ちます。これにより、医療サービスのアクセシビリティと継続性を向上させるとともに、「看病難」の問題を解決するための重要な選択肢の1つになります。

奨励政策—インターネット医療およびドクターズグループの発展を推進

近年、中国政府は、インターネット医療およびドクターズグループの発展を奨励するための一連の政策を打ち出しました。これらの奨励政策を受け、2018年はドクターズグループが急成長した一年となり、1年間の登録数は852施設までに達しました。2019年10月31日現在の中国のインターネット病院は269施設³あり、2019年11月30日現在の中国のドクターズグループの登録数は2,055施設に達しました⁴。

2. インターネット医療、ドクターズグループのビジネスモデルおよびエンパワーメント効果

インターネット医療のビジネスモデルおよびエンパワーメント効果

インターネット医療のビジネスモデル

インターネット医療の主要業務は下記のとおりです。

- 診療サービス：契約医師より患者にオンライン診療サービスを提供します
- ヘルスケアサービス：契約医師より慢性疾患の管理およびホームドクターなどの長期的なサービスを提供します
- 医師アシスタント：医師によるオンライン学術会議や専門家による授業などのためにプラットフォームを提供します
- 医薬品Eコマース：患者がオンラインで診察を受けた後、処方箋は承認された後にEコマースプラットフォームに転送され、Eコマースプラットフォームから医薬品を患者に配送して、医薬品の販売が完了します
- マーケティング：製薬企業、保険会社、病院、医者などと連携し、プロモーションを行います

インターネット医療のエンパワーメント効果

¹ 有名な医学雑誌である「The Lancet」が2018年に発表した「ヘルスケア・アクセス・アンド・クオリティ・インデックス（HAQインデックス）の世界195か国のランキングのトップ10

² 本節のデータソース：「2019年中国健康衛生統計年鑑」

³ データソース：「2019年インターネット病院報告—モデル変革からサービスイノベーションへ」、動脈網、蛋壳研究院

⁴ データソース：「2019年中国医者グループ青書」

インターネット医療プラットフォームは独自のビジネスモデルにより、医師、患者、病院、製薬会社、保険会社と緊密につながっています。地理的制限をなくし、各主体のサービス効率を向上させ、マルチレベルの医療ニーズに対応します。パーソナライズされた医療サービスにより、各サービス主体の運用コストを削減し、医師の収入を増やして、医療サービスの質を向上させます。患者は、最終的に低価格で質が高く、効率的な医療サービスを受けます。

インターネット医療プラットフォームによるエンパワーメント効果⁵



ドクターズグループのビジネスモデルおよびエンパワーメント効果

ドクターズグループのビジネスモデル

中国のドクターズグループは、主に、「体制外ドクターズグループ」と「体制内ドクターズグループ」に分かれます。体制外ドクターズグループとは、医師が完全にドクターズグループと雇用関係を結び、ドクターズグループを通して収入を取得することを意味します。体制内ドクターズグループとは、医師が主要な雇用関係を病院と結び、複数拠点で診療し、ドクターズグループからも収入を得ることを意味します。

ドクターズグループの主要な事業は下記のとおりです。

- オフラインの複数拠点での診療：ドクターズグループは医師リソースを合理的に割り当て、様々なオフライン医療機関と連携して、複数拠点で診療を行い、様々なレベルの医療ニーズに対応します。
- インターネットプラットフォーム機関との連携：インターネットプラットフォームと連携し、患者に相談、診察およびヘルスケアなどのサービスを提供します。
- 技術提供：各医療機関と特別な業務連携協定を締結し、研修の形で医療技術を提供し、医療機関の医療レベルと管理レベルを向上させます。
- オフライン医療機関の設立：一部のドクターズグループはオフライン医療機関を設立して、医療サービスを提供します。

ドクターズグループのエンパワーメント効果

ドクターズグループのコアリソースは、医療人材と医療技術です。ドクターズグループは、医師が複数拠点で診療を行えるようなプラットフォームを提供します。ドクターズグループは、優れた医師リソースの統合と分配を通して、医師の収入を増加するとともに、医師リソースの地域的な配分不均衡の問題を解決して、医師リソースの利用効率を向上させます。

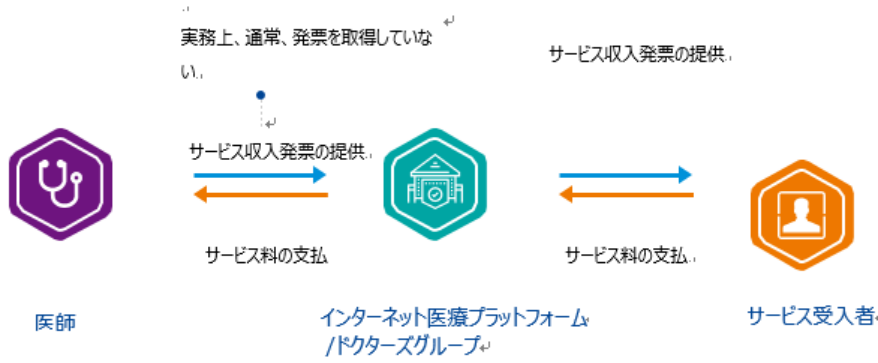
優れた臨床・管理経験の提供は、医療機関（特に末端の医療機関）の医療および管理レベルひいては医療機関全体の医療レベルの向上にもつながります。

3. インターネット医療およびドクターズグループの財政・租税上の課題

現在、中国政府はインターネット医療およびドクターズグループの発展を奨励するために多くの業界政策を打ち出しています（「インターネット医療およびドクターズグループに対する重要な政策リスト」を参照ください）。財政と租税の観点から、医師費用発票の入手が困難で、仕入税額控除が難しいという普遍的な問題に対して、財政および税務部門からの政策支援が必要です。

⁵ 「2019年インターネット医療業界インサイト」、Mob 研究院

インターネット医療プラットフォームおよびドクターズグループと医師間の発票の流れおよびキャッシュフローは下記のとおりです。



2016年に設立された中国医療・健康業界評価専門機構である「医医団」が発表した「2019ドクターズグループ青書」によると、組織形態から見ると、中国のドクターズグループは主に会社制、特に有限責任会社制を採用しています。

「医医団」に収録された2,055社の中国のドクターズグループのなかで、有限責任会社制は1,921社で、全体の93.5%を占めています。会社制ドクターズグループが異なった発票取得状況下での増値税と企業所得税負担額（付加税を考慮しない）を比較するために、今後の政策で税務登記を行っていない医師個人が税率3%の増値税を納付した後に増値税専用発票を代理発行できるとした前提で、ドクターズグループの税負担は下表のとおりです。医師がドクターズグループへ提供するサービスの月間売上高（税抜）は20万円となり、ドクターズグループがサービス受入者へ提供するサービスの月間売上高（税抜）は30万円となります。

会社制ドクターズグループ	増値税専用発票の取得 (医師が個人事業主として登記しない限り、現行の政策下ではまだ実現できない)	増値税普通発票の取得	発票未取得 (医師のサービス料に増値税が含まれないとした前提で)
納付すべき企業所得税 (税率 25%)	25,000	23,500	75,000
納付すべき増値税 (売上税額 - 仕入税額)	12,000	18,000	18,000
納付すべき税額合計	37,000	41,500	93,000
企業所得税負担 (納付すべき企業所得税 / 利益総額)	25%	25%	75%

このように、医師費用に関わる増値税発票の取得可否および取得した増値税発票の類型によりドクターズグループの税負担への影響は異なります。

医師費用に関わる発票の取得が困難なため、企業所得税の損金算入可否に不確実性が残ります

医師に支払われる労働報酬は、インターネット医療プラットフォームとドクターズグループの主な費用の1つです。現行の租税政策に基けば、企業の中中国国内で発生した支出項目が増値税の課税対象項目に該当する場合、相手側が税務登記を行う必要のない事業体または零細業務に従事する個人である場合、その支出は税務機関が代理で発行した発票または領収証および内部証憑を控除証憑とします。領収証憑は、受取事業体の名称、個人の氏名および身分証明書番号、支出項目、支払金額およびその他の関連情報を記載しなければなりません⁶。

実務上、増値税の課税項目について、税務機関は、依然として企業に関連支出の企業所得税の損金算入証憑として増値税発票の提供を求めています。しかし、実務上、医師は通常、自主的に税務機関に増値税発票の代理発行を申請することではなく、かつ医師に頻繁に増値税発票の代理発行を申請するよう求めることも非現実的であり、時間的コストも高いため、現状では、インターネット医療プラットフォームおよびドクターズグループが発票を取得することは困難です。

⁶ 「国家税務総局による『企業所得税の損金算入証憑に関する管理弁法』公告」(国家税務総局公告 2018 年第 28 号)

仕入税額控除のための医師費用に関わる増値税専用発票を入手できないため、増値税負担が比較的高い

インターネット医療プラットフォームおよび法人制ドクターズグループ（以下、「プラットフォーム主体」）は、医師と役員契約を締結して、医療サービスおよび相談サービスをメインとする医師サービスを購入します。医師はプラットフォームを通して、外部に関連するサービスを提供します。プラットフォームは、サービス受入者にサービス料を請求します。税務関連事項は下記のとおりです。

増値税税目	<ul style="list-style-type: none"> 「医療機関執業許可証」を取得した医療機関が条件を満たした医療サービスの提供による収入は、税金を免除できます⁷。 「医療機関執業許可証」を取得していない医療機関あるいは提供したサービスは「条件を満たした医療サービス」による収入に該当しない。この場合、「現代サービス保証・コンサルティングサービス」または「生活サービス教育医療サービス」税目に基づき、増値税を納付しなければなりません。 	医療サービスおよびコンサルティングサービスの提供による収入は、「現代サービス保証・コンサルティングサービス」税目に基づき、増値税を納付しなければなりません。
売上高	サービスの提供による収入総額	サービスの提供による収入総額
税率 / 徴収率	<ul style="list-style-type: none"> 課税項目について、一般納税義務者に適用される税率は6%となり、小規模納税者に適用される税率は3%となります。 月間売上高が10万元（四半期売上高が30万元）を超えない小規模納税者について、免税となります⁸。 	<ul style="list-style-type: none"> 売上高が課税最低基準額に達しない場合、免税となります。売上高が課税最低基準額に達した場合、3%の税率で全額課税となります⁹。
納税主体	プラットフォーム主体	医師。支払企業に増値税の徴収代行を委託できるか否かを明確にしています。
発票発行	<ul style="list-style-type: none"> 課税役務を提供し、かつ顧客が個人消費者でない場合、増値税専用発票を発行できます。 上記以外の場合、増値税普通発票を発行します。 	<ul style="list-style-type: none"> （臨時） 税務登記を行った小規模納税者は「期限通りに納税」を適用しますが、月間販売額が10万元（四半期売上高が30万元）を超えない場合、規定に従い、増値税免除政策を適用し、発票の種類は増値税普通発票となります。通常通りに納税する場合、税務機関に増値税専用発票の代理発行を申請することができます¹⁰。 （臨時） 税務登記を申請していない小規模納税者は「回数によって納税」を適用します。また、毎回の販売額が500元未満の場合は、増値税を免除し、500元以上である場合は、通常の通りに納税し、税務機関に増値税普通発票の代理発行を申請することができます¹¹。

現行の税法規定を十分に理解していないまたは操作プロセスに慣れていないなどの原因により、実務において医師は通常、税務機関に増値税発票の代理発行を申請することはありません。増値税発票の代理発行を申請しても、医師が（臨時）税務登記をしないため、増値税普通発票しか発行できません。総じて、増値税一般納税義務者のプラットフォームとしては、仕入税控除のために課税収入に対応する医師費用の増値税専用発票を取得し難いです。また、医師費用の割合が高く、仕入税額を控除できないために、課税役務を提供するインターネット病院またはドクターズグループの増値税負担は高くなります。

4. インターネット医療およびドクターズグループの財政・租税上の要望

⁷「財政部、国家税務総局による増値税改革パイロットプログラムの全面的な実施に係る通知」（財税〔2016 36 号〕）の規定によると、医療機関は医療サービスを提供する場合、増値税は免税となります。医療サービスとは、医療機関は地級市以上の価格主管部門およびその他関連部門が共同で制定した医療サービス指導価格（政府指導価格および規定に基づき双方が協議したうえで確定した価格なども含む）を超えずに、患者に提供する「全国医療サービス価格項目規範」に記載されたサービス、および医療機関が社会に提供する衛生・防疫、衛生・検疫サービスです。

⁸「小規模薄利企業の一般特恵税収減免政策の実施に関する通知」（財税〔2019〕13 号）

⁹「財政部、国家税務総局による増値税改革パイロットプログラムの全面的な実施に係る通知」（財税〔2016 36 号〕）

¹⁰ 個人所得税について、営業収入に基づき、個人所得税を納付しなければなりません。実務では多くの場合、推定課税を適用します。

¹¹ 税総函〔2016〕145 号、国家税務総局公告 2016 年第 45 号に基づき、個人が増値税専用発票の発行を代理して行う場合は下記のとおりです。個人による不動産の販売または賃貸、および特定業界の企業が個人を代理して、増値税専用発票を一括して発行します。

企業所得税の損金算入証憑管理上の要件を充足するためには、増値税専用発票を一括して代理発行する対象業種に組み入れることを認めます

企業所得税の損金算入証憑に対する管理要件の充足に費やすコンプライアンスコストを削減するため、保険代理人のコミッションの発票管理方式を参考とするよう提案します¹²。インターネット医療プラットフォームまたはドクターズグループより増値税発票を一括して代理発行し、この増値税発票および医師リストをもって、企業所得税の損金算入を行います。

差額徴収方式による増値税負担の低減

「事前予防——健康管理の財政・租税上の課題および要望」では中国国内における現行の増値税差額課税の計算方式について、例を挙げて解説しました。

上述の仕入税額控除不能という課題について、インターネット医療およびドクターズグループの発展を促進し、増値税負担を軽減するため、増値税差額課税の計算方式を適用することができます。すなわち、課税所得総額から医師への報酬を控除した後の残高をプラットフォーム主体の増値税課税の売上高とします。

インターネット医療に対する重要政策一覧

- 2014年8月、「医療機関の遠隔医療サービスの推進に関する意見」は、医療機関が情報技術を通じて外部の患者に遠隔サービスを提供することは遠隔医療サービスに該当することを初めて明確にしました。
- 2016年10月、「『健康中国2030』計画綱要」では、国家戦略の面からインターネット医療を初めて取り上げ、インターネットに基づく健康サービスの発展を提唱しました。
- 2018年4月、「『インターネット』+『医療・健康』の発展意見の促進に関する意見」は、インターネットと医療の高度な融合を推進し、段階的にインターネット診療サービスを医療保険の給付範囲に加えます。
- 2018年9月、「インターネット診療管理方法（試行）」によると、「インターネット」+「医療」の参入規則および監督管理基準を明らかにしました。

ドクターズグループに対する重要政策一覧

- 2009年9月、「医師の複数拠点における診療に関する問題に係る通知」では、医師が複数拠点で診療を行うという概念および管理要求を明らかにしました。
- 2011年7月、「医師の複数拠点における診療に関する試行範囲の拡大に係る通知」によると、医師が複数拠点で診療できる地域を拡大し、医療機関の拠点を増やしました。
- 2015年9月、「疾病の重症度および緊急度別治療制度の設立推進に関する国务院辦公庁の指導意見」によると、医療連合体の設立、医療支援、医師の複数拠点における治療などの方式を通じて、末端の医療サービス力を向上します。
- 2016年3月、深セン市はドクターズグループ会社の工商登記要件を緩和し、「ドクターズグループ」という表記で工商登記を行うことを承認します。
- 2017年4月、「医師執業登記管理方法」によると、医師が掛付け持つ医療機関の数に上限を設けないことを明らかにしました。
- 2019年5月、「『診療所発展促進パイロットの展開に関する意見』の印刷・配布に係る通知」によると、適切な規模のドクターズグループの設立、および専科医師の連合診療所の開設を奨励します。

新業態、新シナリオ——国際連携推進

グローバル化が進むにつれて、世界各国は医療分野におけるコミュニケーションを活発に行い、医療連携が広がっています。国务院は、2016年に「『第13次5カ年計画』衛生と健康計画」を公布し、次の発展ガイダンスを明らかにしました。「国際交流を促進し、世界における中国の保健戦略を策定し、異なる国、地域および組織の特徴に適應した、多方面にわたる複数チャネルを有する連携戦略を実施して、中国の国際保健外交における影響力と発言力を高め、一帯一路の建設における保健交流と連携を積極的に推進する。2030年に向けた持続的な発展課題として、国際保健、医薬・衛生に関する科学研究、人口および発展などの分野における連携を促進し、衛生・計画生育改革および発展に必要な知恵、技術などのリソースを導入します。オペレーティングモデルを革新し、対外保健支援の強化を継続する。」

近年、中国の科学研究機関、医療機関、医学協会とその他の国と地域間の連携、交流、視察などの国際交流活動がますます活発になり、国際交流や国際連携の強化が、中国医療分野の総合水準の向上にとって重要な役割を果たしています。積極的に国際的な医療連携を促進することにより、世界から先進的な医学理念を学び、優秀な専門人材を誘致して、知識の交流とリソース共有を実現できるだけでなく、医療機関の全体的な水準向上につながり、世界のトップレベルへと導くこととなります。

グローバルに統合された新興産業として、医療分野における数多くの国際協力の道筋の多くは、まだ模索段階にあります。本篇では、中国の国際医療連携、および医療水準の革新的な発展を推進するために、医療機関が国際連携において直面する財政・租税上の課題に注目し、関連する財政・租税上の要望を提示します。

¹²「国家税務局による個人保険代理人の租税管理に関する問題についての公告」（国家税務総局公告 2016年第45号）に基づき、税務機関の委託を受け税金を代理徴収する保険企業は個人保険代理人にコミッションを支払った後、個人保険代理人を代理して、増値税普通発票あるいは増値税専用発票を一括して代理発行することを管轄国の税務機関に申請することができます。

1. 国際医療連携の意義

中国の医療分野における初期の国際連携・交流は、ほとんどが簡易的な歓迎という形で行われていました。具体的には専門家を招いての講演、外国人来賓の訪問・講演、国際医療フォーラムへの参加、海外留学への人材派遣などで、効果は限定的でした。現在、政府による積極的な奨励政策および大量の社会資本の注入により、多くの国際交流が医療機関の間で幅広く展開されています。遠隔診療、国際科学研究連携プロジェクト、国際医療リソースの共有、外国人材の誘致、学科の共同建設など、持続可能な収益と高い影響力を持つ国際連携モデルにより、中国の医療分野の水準を全面的に引き上げることができます。

医療機関の国際連携は、「海外への進出」と「中国への参入」に大別できます。「海外への進出」は、国際保健外交における中国の影響力を拡大できます。「中国への参入」は、世界の先進的な技術および経験を生かし、現段階の中国の医療業界の発展において更に積極的な効果を発揮できます。国際専門家を誘致し、中国での多くの国際連携プロジェクトの実施を促進することにより、中国の医療機関の発展をより実践的な形で促進することができます。

現在、中国の医療機関はイノベーション型および技術主導型の医療センターへの転換を目指しています。科学的かつ効率的な医療機関管理体制を構築するために、品質、安全、サービス、効率を全面的に向上する必要があります。世界において、多くの先進国、先進機関には参考となる成功事例があり、これらの国や機関から専門的なコンサルティングや適切な指導を受けることで、効果を高めることができます。現在、病院の管理体制改革を促進するため、世界から成功事例や経験を導入して、中国国内の医療機関は中国国外の先進機関と経営コンサルティングや専門コンサルティングプロジェクトを幅広く展開しています。

2. 国際的な医療連携に関する財政・租税上の課題

医療機関の調達に関するコンサルティングプロジェクトにおいて、方法論的な指導だけでなく、専門のコンサルタントが現地視察や調査を行い、既存の問題を効果的に整理して、実情に即したソリューションを提案することで、病院の総合的な経営レベルを効率的かつ総合的に向上させることが求められています。

医療機関の調達コンサルティング事業では、方法論的な指導だけでなく、専門のコンサルタントが現地視察や調査を行い、既存の問題点を効果的に整理し、実態から解決策を提案することで、病院の総合的な経営レベルを効果的かつ総合的に向上させることが求められています。機器営業担当者が病院の調達判断の科学的評価や判断に影響を与えない可能性がある輸入医療機器の調達とは異なり、病院経営者は、コンサルティングプロジェクトの事前接触段階と実施段階の両方で、外国人専門家との必要な対面コミュニケーションをとる必要があります。したがって、このような国際協力のために外国人専門家を中国に招聘することが一般的に必要とされています。

外国の医療機関の専門家が定期的または不定期に中国に来て、現地での交流を行い、現地での相談や病院経営の技術支援を行う場合、一定期間(いずれの連続する12か月間において中国での滞在日数が183日を超える)を超過する場合や、サービスの提供場所が比較的固定されている場合には、中国と他国との間で締結された「二重課税防止協定」の対応規定(通常は協定第5条)により、外国の医療機関は税務当局から中国における「恒久的施設」とみなされる可能性があります。「恒久的施設」とは、一方の締結国が他方の締結国の企業利益に対する課税権を確定するものです。注意すべき点は、恒久的施設を判断する際の要素は、生産活動や事業活動だけでなく、非営利機構が従事する業務活動も含まれる点です¹³。

現行の税法によると、国外医療機関は中国で恒久的施設を構成した場合、取得した中国国内源泉の所得および中国国外で発生した所得であっても、その機構・場所と実質的に関連する所得について中国で企業所得税を納付しなければなりません¹⁴。個人所得税の観点から、外国専門家が中国の恒久的施設に派遣される、または恒久的施設を構成するとみなされるサービスプロジェクトに役務を提供する場合、中国での滞在日数や報酬の支払場所を問わず、中国の恒久的施設で勤務する期間における所得は恒久的施設が負担するものとみなされ¹⁵、個人所得税を納付しなければなりません。

¹³ 『『二重課税防止および脱税防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府との間の協定』および議定書に関する解釈通知』(国税発[2010]75号)第5条第1条規によると、「恒久的施設とは、相対的に固定的な事業所を指し、通常は下記の特徴を有します。(三)その事業の全部または一部が当該事業所で行われます。『事業』の実際の意味は、生産経営活動だけでなく、非営利機構が従事する業務活動も含み、当該機構に準備性あるいは補助性活動を行うのは対象外となります。」

¹⁴ 「中華人民共和国企業所得税法」第3条によると、非居住者企業は中国国内に機構・場所を設立する場合、その機構・場所において取得した中国国内源泉の所得および中国国外で発生したが、その機構・場所と実質的に関連する所得について企業所得税を納付しなければなりません。

¹⁵ 『『二重課税防止および脱税防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府との間の協定』および議定書に関する解釈通知』(国税発[2010]75号)第15条によると、シンガポールの個人はシンガポール企業が中国国内で設立する恒久的施設に派遣された、またはシンガポール企業が社員およびその雇用した他の人員を派遣し、中国で恒久的施設を構成するものとみなされる機構の請負工事あるいはサービスプロジェクトに役務を提供する場合、これらの人員の中国での滞在日数や報酬の支払場所を問わず、中国の恒久的施設で勤務する期間における所得は恒久的施設が負担するものとみなされます。

現行の中国個人所得税法および租税徴収管理法によると、非居住者個人所得税の徴収管理は非常に煩雑で、かつ提供または開示すべき個人情報情報が複雑であり、コンプライアンスコストが高いです。このことは、外国人専門家の中国での勤務意欲にある程度影響を与えています。コンプライアンスコストは、主に以下の2つの側面で反映されています。

中国滞在専門家の個人情報提供義務

調査によると、多くの外国専門家やコンサルタントは、中国でプロジェクトに関与する期間、プロジェクト収入がありません。このため、恒久的施設が負担する外国専門家の報酬を計算する際に、当該専門家の国外における月間賃金・給与総額および中国での滞在日数に基づき、派遣した社員の中国国内における源泉所得を計算し¹⁶、個人所得税を申告します。専門家は申告手続きを履行するために、他国での収入や中国への詳細な旅程などの情報を開示することに協力しなければならず、個人のプライバシー情報を気にする一部の外国人専門家の中国勤務への意欲に影響を与えることは間違いなく、国際医療協力の発展を阻害要因となりえます。

申告手続きを履行するため、専門家個人は自主的に他国での収入および中国での滞在日程の詳細な情報などを開示しなければなりません。これは、個人情報を重視する外国専門家の中国への勤務意欲を低下させ、国際医療連携の展開にマイナスの影響を与える可能性があります。

個人所得税申告手続きの煩雑さ、コンプライアンスコストの高さ

非居住者の個人所得税申告手続きが複雑なため、多くの機関は、中国を訪れる専門家の税務登記、抹消、月次申告、および年次確定申告のコンプライアンス手続きを第三者に委託せざるを得ません。しかし、多くの外国専門家の中国における滞在期間が短いため、納付すべき個人所得税額は非常に少なく、財務代理費用などのコンプライアンスコストが納付すべき個人所得税額を数倍上回る可能性があります。これは中国での医療分野の国際連携にマイナスの影響を与えています。

3. 国際医療連携に関する財政・租税上の要望

上述の課題分析を踏まえて、私どもは、恒久的施設を構成する場合の中国滞在専門家の個人所得税徴収管理手続きの簡素化を期待します。具体的には下記のとおりです。

税金計算のための情報開示の簡素化

恒久的施設から得た収入について個人所得税を申告する場合、中国滞在専門家の国外における収入情報および関連する補足資料の提供を求めず、その専門家の平均収入データ（添付資料なし）のみを提供するよう提案します。企業は、「プロジェクト/業務計画」に基づき中国に来る予定のある専門家を対象に、税務機関に「平均収入(人民元/月/人)」のデータを提供し、個人所得税を申告します。税務機関は、企業所得税査定利益率に基づき、あるいは企業と「信用承諾書」などの保証書類を締結することで、外国専門家のプライバシーおよびコンプライアンスに対する懸念を解消し、中国への訪問交流を促進します。

個人所得税の申告および納付手続きの簡素化

個人所得税の申告および納付手続きの簡素化をととして、前述の低い課税額に対して高いコンプライアンスコストがかかる状況に効果的に対応できることを期待します。以下の点から簡素化を検討できるよう提案します。

- 月次申告から年次申告に変更することで、申告回数を減らすことができます。中国で恒久的施設を構成する外国企業は、税務機関に提供する「平均収入」データに基づき、該当年度の中国に来る専門家に対して一括申告を行い税金を納付します。年末に、該当年度の専門家の実際の中国滞在状況と「プロジェクト/業務計画」との差異を統計し、その差額を次年度の「計画」と合わせて考慮し、翌課税年度の申告金額を計算します。
- 個人所得税登録および抹消手をなくします。多くの外国専門家は中国での税務登記、および関連する納税記録を残すことに懸念を持っています。中国で恒久的施設を構成する外国企業は、個人所得税の一括申告を行うことで、当該問題を効果的に解決できます。
- 年度申告を除き、納税額がゼロである場合の申告を免除します。医療分野における国際連携の現状を鑑みて、多くの外国専門家の中国滞在日数は僅か数日であり、算出した納税額はゼロとなります。月次ゼロ納税額申告の免除は、コンプライアンスコストの削減につながります。
- 個人一人一人に対して確定申告を求めません。同一平均収入データに基づき申告する場合、適用税率に誤差が生じる可能性があるものの、個人個人に対して確定申告を求めないよう提案します。これに対して、税務機関は企業所得税査定利益率に基づき、評価および事後管理を検討することができます。例えば、個人所得税申告に使用される平均収入が恒久的施設で採用する企業所得税査定利益率と一致すれば、「企業コンプライアンスコストの削減」と「税務機関の税源流出防止」を効果的に料率させることができます。

¹⁶ 「非居住者個人と住所を有さない居住者個人に係る個人所得税政策に関する公告」(財務部、税務総局公告 2019 年第 35 号)第 2 条「住所を有さない居住者個人の賃金・給与所得額の計算について」：(一) 住所を有さない居住者個人は非居住者である場合の「非居住者個人の中国滞在日数が 90 日を超えない場合」および「非居住者個人の中国滞在日数が 90 日を超え、183 日未満の場合、」(三) 住所を有さない居住者個人が高級管理職である場合。

課税手続の簡素化を通して、さらに多くの国際連携プロジェクトを中国に導入することができ、積極的かつ開放的な姿勢を表明して、国際社会に前向きな意向を表明できます。プロジェクトの連携により、各種科学研究、共同建設、コンサルティングプロジェクトを架け橋として、中国と国外医療機関を緊密に結びつけます。比較的安定した関係を築くことで、中国と他国間の協力分野が一層拡大し、好循環を生み出すことができます。

(みずほチャイナマンスリー 2021年1月号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

パートナー

杢田 正和

Tel: +86-21-2212-2247 (日本語)

E-mail: masakazu.mokuta@kpmg.com